

竹原市総務文教委員会

令和2年11月26日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第90号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第91号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第92号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

(令和2年11月26日)

出席委員

| 氏 名 | 出 欠 |
|-----------|-----|
| 今 田 佳 男 | 出 席 |
| 井 上 美 津 子 | 出 席 |
| 松 本 進 | 出 席 |
| 道 法 知 江 | 出 席 |
| 大 川 弘 雄 | 出 席 |
| 川 本 円 | 出 席 |
| 高 重 洋 介 | 出 席 |

委員外議員出席者

| 氏 名 |
|-----------|
| 下 垣 内 和 春 |
| 堀 越 賢 二 |

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 住 田 昭 徳

議 会 事 務 局 主 事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

| 職 名 | 氏 名 |
|-------------|---------|
| 副 市 長 | 新 谷 昭 夫 |
| 総 務 企 画 部 長 | 平 田 康 宏 |
| 総 務 課 長 | 岡 元 紀 行 |

午前10時12分 開会

委員長（今田佳男君） では、改めまして、お疲れさまです。

本日の委員会は、先ほど本会議で上程、付託されました議案第90号、議案第91号、議案第92号に対する審査を行うものです。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、担当課から説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第7回臨時会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

委員長をはじめ、各委員におかれましては、本日このように総務文教委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、議案第90号から議案第92号までの3議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第90号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案第90号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書の1ページ、議案参考資料の1ページを御覧ください。

議案参考資料のほうで御説明をさせていただきます。

本案につきましては、人事院の令和2年10月7日付の給与改定に関する勧告等を考慮いたしまして、国及び近隣自治体の状況を鑑みた上、本市職員の期末手当の改定を行うものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当につきまして、年間の支給割合を現行から0.05月引き下げるものでございます。

改定の内訳といたしましては、表のほうを御覧ください。

まず、令和2年度改正案についてでございます。

令和2年度の改正分といたしまして、令和2年6月の期末勤勉手当は既に支給済みでございますので、今回令和2年12月の期末手当を現行の1.30月から1.25月に0.05月引き下げまして、合計で4.45月とするものでございます。

次に、令和3年度の改正といたしまして、令和3年6月の期末手当を令和2年度の1.30月から1.275月に引き下げまして、12月の期末手当につきましては、6月と同じ率の1.25月から1.275月と、6月、12月が同じ支給割合と配分いたします。その結果、4.45月となるものでございます。

次に、施行日でございます。

一部改正条例案のうち、令和2年度分につきましては公布の日から、そして一部改正条例案の令和3年度分につきましては令和3年4月1日からの施行とするものでございます。

なお、今回の改正に伴いまして起きる影響額についてでございます。

別に資料を1枚おつけさせていただいております、その中の1番、令和2年度給与改定に係る影響額についてという資料でございます。

その中の1番の職員の勤勉手当の支給割合の改定でございますが、今回の改定によりまして、令和2年度の影響額につきましては429万5,000円、これは全会計にわたるものでございます。職員253名分の影響額を見込んでおります。

また、こちらの表には記載はしておりませんが、今年度より制度化いたしました会計年度任用職員についても、同率の0.05月の改正を行っております。額につきましては、詳細がまだ積算中でありまして、こちらのほうには記載はしていませんが、同じような改定となっておりますので、その点よろしくお願いいたします。

議案第90号につきましては、説明は以上でございます。

すみません。資料の訂正をお願いいたします。

令和2年度給与改定に係る影響額の1番の「職員の勤勉手当」と記載しておりますが、正しくは「期末手当」でございます。資料に誤りがございました。大変申し訳ございません。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答をお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今課長の説明で、会計年度の職員の方の精算中だということでしたが、会計年度職員の人数、金額がまだあるでしょうけども、職員の対象人数と、精算した場合いつ頃分かるのかを確認で教えていただければと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 会計年度任用職員の今回の対象でございます。

会計年度任用職員につきましては、我々常勤の職員等は月給であるのに対しまして、日給の積み上げによる月払いということになっております。そのため、今回では11月末を締め日といたしまして、過去6か月間の勤務状況によりまして、それによって期末手当の額が決まってくるということで、今回詳細な額をまだお示しすることができない状況でございます。

今回、額につきましては、11月の末を締めた上で計算をしまして、支給日が12月25日と、職員等の支給日とは若干異なりますが、その日に支給ができるようにただいま準備をしているところでございます。詳細な計算については、その頃までには出せると考えております。

そして、対象となる人数でございますが、対象者は約200人を考えております。

その額についてなのですけれども、6月に既に1度期末手当の支給をさせていただいております。ただ、期間率が少し短いということで、今回との支給率とは違うのですけれども、その期間率を今回の職員と同じ1.25月に割り戻しましたら、約120万円程度の影響額が出るのではないかというふうには考えております。詳細な数字ではありませんので、その点大変申し訳ありませんが、よろしくをお願いいたします。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第91号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 次に、議案第91号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料の5ページを御覧ください。

竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年度竹原市職員の給与改定をこのたび実施することに併せまして、市議会議員の期末手当の支給割合についても同様に改定をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の年間支給割合を次のとおり0.05月引き下げるものでございます。

その内訳につきましては、表の中で御説明をさせていただきます。

令和2年度の改正といたしまして、12月の支給につきまして現行の2.25月を2.2月に0.05月引き下げるものでございます。その結果、合計として4.45月となるものでございます。

次に、令和3年度の改正案でございますが、こちらは、令和3年6月の期末手当の支給割合を2.225月に引き下げます。そして、12月の期末手当を2.225月と改めます。その結果、6月、12月の支給割合を同じ率といたしまして、合計で4.45月としようとするものでございます。

施行日につきましては、一部改正案の令和2年度分につきましては公布の日といたしまして、一部改正条例案の令和3年度分につきましては令和3年4月の施行とするものでございます。

そして、これらの改正に伴います影響額でございます。

お配りしております令和2年度給与改定に係る影響額についてを御覧ください。

今回の改正に伴いまして影響となる額は、議員14名によりまして28万7,000円

が影響が出るものと見込んでおります。

議案第91号についての説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第92号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 次に、議案第92号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

議案書の5ページ、議案参考資料の9ページを御覧ください。

竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年度竹原市職員の給与改定を実施することに併せまして、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について改定をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げるものでございます。

その内訳につきましては、表のほうで御覧いただければと思いますが、令和2年度の改正といたしまして、12月の支給割合を現行の2.225月から2.2月に引き下げまして、6月、12月の合計で4.45月となるものでございます。

次に、令和3年度の改正につきましては、6月の支給割合を2.225月に、12月を同じく2.225月に改めまして、合計で4.45月となるものでございます。

それぞれの施行日でございますが、一部改正条例案の令和2年度分につきましては公布の日とし、同じく一部改正条例案の令和3年度分につきましては令和3年4月1日とするものでございます。

次に、これらの改正に伴います影響額についてでございます。

令和2年度給与改定に係る影響額についての資料を御覧ください。

3番の特別職の期末手当の支給割合の改定についてでございます。

今回の改定に伴いましての影響額は、3人で10万5,000円を見込んでいるものでございます。

議案第92号の説明については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員の方は退出願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

それでは、これから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について討論、採決に入ります。

議案第90号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これよ

り討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第90号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、併せて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の協議事項は全て終了しました。

その他委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

午前10時32分 閉会